

第23回

島原市農業委員会総会議事録

平成22年4月28日

第23回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成22年4月28日(水) 15時00分
2. 閉会日時 平成22年4月28日(水) 15時15分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名 欠席者2名
5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
6. 報告事項
 - 農地法第18条第6項の規定による通知書及び使用貸借解約通知書について

議長

ただ今より、第23回島原市農業委員会総会を開会します。

本日は、13番、20番委員は所用のため欠席との連絡がっております。3番委員は遅れるとの連絡がっております。

出席委員は31名中28名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、15番委員、16番委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定の許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定の1番の使用借り人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター2台、田植機、コンバインをそれぞれ1台ずつ保有しております。すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請人について、現地を確認してきましたので報告します。

使用貸し人は後継者の息子さんに経営移譲するため、20年間の使用貸借の契約をしております。2人の労働力があり、息子さんは30年の農作業歴があります。通作距離は車で10分です。意欲的に営農に取り組んでおり、問題ないと思います。

議長

1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の耕作権設定による許可についての1番は、許可することに決定します。

議長

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の許可申請の1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲渡人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、コンバイン、管理機、ハーベスター、稲刈機、バインダー、乾燥機、運搬車をそれぞれ1台ずつ保有しております。すべての許可要件を満たしております。

2番、3番の譲り受け人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、バインダー

田植機をそれぞれ1台ずつ所有しております。すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請人について、現地を確認してきましたので報告します。

譲受人は40年の農業経験があり、経営の規模拡大のために農地4筆を譲り受けたいとのこと
です。通作距離は車で約2分、意欲的に農業に取り組んでおり、問題ないと見て参りました。

2番、3番については、親子間での生前贈与であり、子供夫婦は農業を行っており譲受人は
33年の農業経験があります。通作距離は車ですべて10分以内に行けるところにあり、意欲的
に農業に取り組んでおりますので、問題はありません。

議長

ただ今、事務局と現地調査員より説明がありましたが、譲受人が耕作する。又、通作距離や
下限面積を超えて耕作している等の農地法第3条の許可要件を備えておりますので、許可する
ことにご異議ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番から3番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の所有権移転による許可についての1番から3番
は、許可することに決定します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請と、第4号議案の1番と
2番は関連がありますので同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、当初計画者は
住宅の許可を得ていたが、都合により交換し、1番譲受人が駐車場と畑への進入路として利用
したいとのこと。

また、2番の申請で、1番と交換した譲受人が住宅を建築したいとのこと。

申請地は都市計画区域の第3種農地になっております。被害防除計画については事前に配布
済みですので、説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は道路、南側は進入路をはさんで宅地、西側は譲受人の農地になっており
ます。雨水は自然流下により放流となり問題ないと見て参りました。

2番の申請地について、北側は譲渡人所有の農地、西側は道路、南側、東側は宅地になって
おります。

雨水は水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題なしと見て
参りました。

議長

現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請と、第4号議案の農地法第5条の規定による1番、2番は許可相当と決定し、県知事に意見書を、送付することに決定します。

第4号議案の3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番の賃貸人は、申請地を借り受け、運動場と駐車場8台分として利用したいとのことです。申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は賃貸人の宅地、西側、東側は宅地、南側は道路と山林になっており、雨水については自然流下により道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定 4件 16筆 9,662㎡

耕作権の再設定 6件 12筆 12, 137 m²

合 計 10件 28筆 21, 799 m²

次に7ページの所有権移転について、所有権の移転を受ける者の耕作面積は26, 801 m²です。
2番目の所有権の移転を受ける者の耕作面積は32, 644 m²です

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

議長

農地法第18条の合意解約等は8ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第23回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____

